

財団法人高知市文化振興事業団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人高知市文化振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市九反田2番1号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化活動の振興並びに市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行い、もって豊かな市民文化の創造と文化的な都市づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民の文化活動の振興に資する展覧会、演奏会、発表会、講演会等の開催
- (2) 学術研究の助成及び出版物の発行
- (3) 美術品・文化財等の収集、保存
- (4) 市民の自主的文化活動の助成
- (5) 市民文化の振興に関する調査研究
- (6) 高知市の指定管理者の指定を受けて行う社会教育関係施設及び文化施設等の管理運営
- (7) 高知市の委託を受けて行う市民の生涯学習活動の振興に関する事業の実施
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、高知県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算等)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度開始前に、高知県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後3か月以内に、高知県教育委員会に報告しなければならない。

3 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 10人以上15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

(役員を選任等)

第13条 理事長は、理事の互選により定める。

2 副理事長及び専務理事は、理事会の同意を得て、理事のうちから理事長が任命する。

3 理事及び監事は、評議員会において選任する。

4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、この法人の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、

又は欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は高知県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決に基づき解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員解任の議決を行う理事会及び評議員会において、弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催及び招集)

第20条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から会議の目的である事項を記載した書面を

もって招集の請求があったとき，又は招集したとき。

2 理事会は，第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き，理事長が招集する。

3 理事会を招集するには，理事に対し，会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して，あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

（議長）

第21条 理事会の議長は，理事長が当たる。ただし，前条第1項第3号の規定により開催された理事会の議長は，出席した理事の互選により選任する。

（定足数）

第22条 理事会は，理事現在数の3分の2以上が出席しなければ，開会することができない。

（議決）

第23条 理事会の議事は，この寄附行為に別に規定するもののほか，出席理事の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。この場合において，議長は，理事として議決に加わる権利を有しない。

（書面表決等）

第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は，あらかじめ通知された事項について，書面をもって表決し，又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において，前2条の規定の適用については，当該理事は出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については，理事長は書面による賛否を求めて，理事会の議決に代えることができる。

（議事録）

第25条 理事会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には，議長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前条第2項の規定により，理事会の議決に代える場合は，賛否を求める書面，賛否を表示した書面その他関係書類の編綴をもって議事録の作成に代えるものとする。

（監事の出席）

第26条 監事は，理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員）

第27条 この法人に評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は，理事会において選出し，理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第15条から第17条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第28条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、第14条第5項第4号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

5 評議員会には、第22条、第23条、第24条第1項並びに第25条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第6章 職員

(職員)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、理事長がこれを任免する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、高知県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、高知県教育委員会の認可を受けなければ解散することができない。

2 この法人が解散するとき有する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、高知県教育委員会の許可を得て、高知市又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第32条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は，高知県教育委員会の設立の許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は，第12条の規定にかかわらず，別紙役員名簿のとおりとし，その任期は，第14条第1項の規定にかかわらず，昭和61年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は，第11条の規定にかかわらず，設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は，高知県教育委員会の認可があった日から施行する。
(認可日：昭和63年1月28日)

附 則

- 1 変更後の寄附行為は，平成12年4月1日から施行する。
- 2 変更後の寄附行為の施行の際現に理事長，副理事長，専務理事，理事又は監事（以下「役員」という。）である者は，変更後の寄附行為の規定により役員に選任されたものとみなす。
- 3 寄附行為の変更後初めて選出される評議員の任期は，変更後の寄附行為第27条第3項において準用する変更後の寄附行為第15条第1項の規定にかかわらず，平成14年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は，高知県教育委員会の認可があった日から施行する。
(認可日：平成13年11月8日)

附 則

この寄附行為は，高知県教育委員会の認可があった日から施行し，平成18年4月1日から適用する。
(認可日：平成18年6月13日)